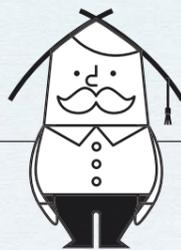


あなたの悩みを聞かせてほしいのじゃ



**司法書士の 要予約
無料空き家相談会**

空き家の管理や処分手続き、所有者の相続登記、相続の前提となる裁判手続きに関する事など、どうしたらいいのかわからない、そんな時はまずご相談ください。

相続手続きの専門家、司法書士がお答えします。

日時 毎週第2水曜 ※一人30分程度

場所 市役所本庁

※毎月カレンダーのページに掲載しています。
(今月は21ページ)

☎ 地域振興課 ☎ 32-1906

LINEからも予約できます



地域振興課 主事 **宝田 啓佑** さん(右)
会計年度任用職員 **小野 公美** さん

未来予想図を 考える

以前から大きな社会問題とされていた空き家は、最近メディアでも多く取り上げられるようになりまし。令和元年に行った調査では、市全域で約1500戸もの空き家が確認されています。

中には管理が行われず放置されたものも多く、近隣に被害が生じているケースも。そのような空き家には、市にも数多く相談や苦情が寄せられていると地域振興課の宝田さんは話します。

対応は所有者の義務

「市では、相談や苦情のあった空き家の所有者に、法律に基づいた空き家の現状や適正な管理を行うため、物件ごとの対応策を助言し通知しています」と宝田さん。

平成28年度から現在まで発出した113件の通知のうち、所有者が何らかの対応をした空き家は33件。まだまだ管理不全のものは多数あるとのこと。

「老朽化していたり、敷地の草木が繁茂し通行の妨げとなったりなど、空き家の状況はさまざま。一般的な空き家は私有財産なので、その適切な管理義務は所有者にあります。だから、その空き家が周囲に悪影響を及ぼすと、所有者が責任を問われるんです。」と、想定外の事態に陥る事例もあるそう。

空き家 NEWS 不動産を相続したら、3年以内に登記が必須 来年4月から相続登記が義務化

詳しくはこちら
法務省 HP

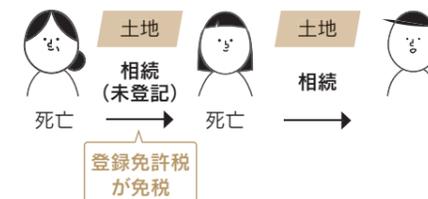


土地や建物などの不動産を相続で取得したことを知った日から、3年以内に相続登記することが義務付けられます。
違反した場合は、**10万円以下の過料**が科されることがあります。

Q 登記の費用って減免されないの？

A 次の2つの場合は、相続登記に必要な「登録免許税」が令和7年3月末まで免税されます

1 所有者が相続登記をしないで死亡した場合



2 不動産の価額が100万円以下の土地の場合

土地

Q 相続したらどうすればいいの？

A 相続人同士で遺産分割の話し合いをしましょう

話し合いがまとまった → **結果に基づく相続登記**

早期に分割が難しい → **相続人申告登記(新設)**

まずは相談することから

同課の小野さんは、通知を受ける所有者の中には、「自分が相続人になるなんて知らなかった」と大変困惑する人もいと話します。

「何から始めたらいいかわからない場合は相談してほしいですね。特に、今年に遺産分割のルールが変更され、来年4月からは相続登記の申請が義務化さ

れるなど、空き家問題解消に向けて法制度も変わっています。市では、毎月司法書士が法律的視点から無料で対応する空き家相談会を開設しているので、ぜひ活用してほしいです。」
空き家を所有しておくのは、そう簡単ではない。思った通りにいかないからこそ、その未来予想図を描き、今行動することが、将来の自分や次世代の負担軽減につながります。

☎ 熊本地方法務局宇土支局 ☎ 22-0320